

## 解説

# 働き方改革を目指した取組

しみず すぐる  
清水 優東京都下水道局  
計画調整部技術開発課  
技術管理担当

## 1 はじめに

建設業は、インフラの整備・日々の維持管理を通じて人々の暮らしを豊かにするだけでなく、災害時の安心・安全を守る極めて重要な役割を担っており、東京の強靱化においてはなくてはならない存在です。一方で、時間外労働が常態化していること、さらには深刻な人手不足に陥っている現状を解決すべく、担い手の確保など働き方改革の取組が急務となっています。

また、時間外労働の上限規制については、働き方改革関連法による改正後の労働基準法により法定化され、2019年(平成31)4月1日(中小企業は令和2年4月1日)から施行されています。建設業界においても、時間外労働の上限規制の適用が猶予されていましたが、本年4月1日から適用されています。

本稿では、東京都下水道局における路上工事の現状と働き方改革の取組について説明します。

## 2 働き方改革の観点で見た 路上工事における現状と課題

これまで路上工事の現場では、その多くで道路使用許可の時間を最大限活用し作業時間に充ててきました。このため、準備・片付け、翌日の段取りや書類作成などは残業で対応せざるを得ず、時間外労働が多

い要因となっていました。しかし、時間外労働の上限規制について、建設業界においても適用されたことに伴い、これまで残業で行っていたことを改正後の規定時間内に縮減させるなど、より一層働き方改革を推進していかなければなりません。各現場で交代要員を配置し複数班体制を組んだり、事務作業と現場管理の分業化などの工夫ができれば、これまでどおり道路使用許可の時間を最大限作業時間に充てられますが、深刻な人手不足により、そのような方法で対応できる受注者は多くありません。したがって、多くの路上工事では、1日当りの作業時間が圧縮されることとなり、必然的に工期が足りなくなってしまうといった問題が浮上してきています。

さらに、都心部での路上工事では、常設作業帯を設置できる現場は非常に少ないことから、資機材等を日々回送で対応しているのが大半です。密集した都心部に資機材置き場を確保することが困難であり、埼玉県など近県に資機材置き場を確保し、長距離回送を行っている受注者も多い状況です。そのため、片付けや翌日の準備などを考慮すると15時には現場作業を終わらせなければならない工事もあります。また、昨今の記録的な猛暑においては、現場で十分な熱中症対策を実施しても、作業員等の安全確保の観点から作業の中止を余儀なくされ、工期内に工事を完了することができなくなることも想定されます(図-1)。

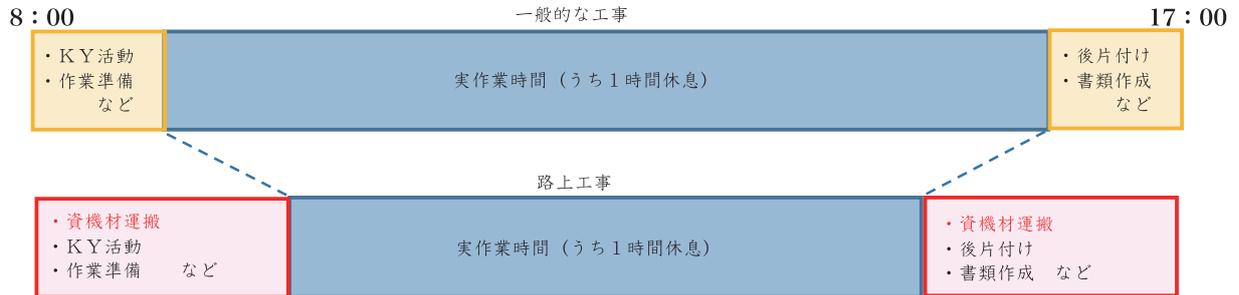


図-1 一般的な工事と路上工事の作業員勤務時間の違い (イメージ)

### 3 東京都下水道局における働き方改革の取組

下水道局では、国土交通省や都庁の動向も踏まえ、働き方改革への様々な取組を実施しています (表-1)。

#### (1) 週休2日の推進

工事における週休2日の取組は、令和2年4月から土木工事を対象とした週休2日制確保モデル工事から始まり、対象を建築・設備工事へと拡大を図ってきました。令和6年4月からは全ての工事<sup>\*</sup>において原則発注者指定方式として当初から4週8休以上を見込んで発注するなど一層の推進を図っています。

<sup>\*</sup>ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とできるものとしています。

- ①対象期間が1箇月 (約30日) 未満の工事
- ②単価契約工事や緊急対応工事等の工期があらかじめ決められている工事
- ③社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事
- ④施工時間や施工方法の制約が予想される工事

#### (2) 熱中症対策

猛暑への対応として、過去5年間の気象庁および環境省のデータを参考に、猛暑日を考慮した工期設定 (割増率の設定) をできるよう積算基準の改定を昨年10月に行っています。また、近年の取組として、暑さ指数 WBGT (湿球黒球温度) 値が31 以上の場合、作業日または前日に熱中症 (特別) 警戒アラートが発表された

表-1 下水道局における働き方改革の取組例

適正な工期設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>○猛暑日を考慮した工期設定               <ul style="list-style-type: none"> <li>▷ 猛暑による作業休止を考慮した工期・損料・賃料等の算定に用いる割増率を設定 (R5.10~)</li> </ul> </li> <li>○週休2日制確保工事               <ul style="list-style-type: none"> <li>▷ 原則全ての工事において発注者指定方式 (R6.4~)</li> </ul> </li> <li>○入札へ参加しやすい環境の整備               <ul style="list-style-type: none"> <li>▷ 資機材等の仮置き場 (局用地) の提供 (有償) など</li> </ul> </li> </ul>
必要な経費へのしわ寄せ防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>○最新の物価資料の掲載価格を引用した毎月の単価設定</li> <li>○物価変動などに伴うスライド条項の適切な運用</li> <li>○週休2日制確保工事における4週8休を前提とした共通仮設費率、現場管理費率、機械賃料及び労務費補正 など</li> </ul>
生産性の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建設DXの積極的な活用               <ul style="list-style-type: none"> <li>▷ 情報共有システムの活用による書類提出手間の縮減</li> <li>▷ 遠隔臨場による効率的な時間の活用</li> <li>▷ BIM / CIM 活用による業務の効率化</li> </ul> </li> <li>○工事書類の簡素化               <ul style="list-style-type: none"> <li>▷ 「工事着手届」等の様式の削除</li> <li>▷ はんこレス、電子提出への対応 など</li> </ul> </li> </ul>